簡易型

七飯町建設工事落札者決定基準
（大中山小学校多目的広場等整備工事）

１　落札者の決定方法

本工事は、次の方法により技術提案及び価格を総合的に評価し、落札者を決定する。

（１）技術提案の評価

技術提案の評価は、入札参加資格を有する者には標準点（１００点）及び提案内容により下表に基づき加算点を付与し、技術評価点とする。

なお、加算点の最高点数は２０点とする。

分類	評価項目	評価区分		配点	満点
施行計画	工程管理に係わる技術的所見	①施工計画の実施手順の妥当性（各工程の工期が適切かどうか）	優	2.0	2.0
			良	1.0	
			可	0.0	
		②施工上配慮すべき事項の適切性（現地の環境条件、地形、地質、環境、特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られるか）	優	2.0	2.0
			良	1.0	
			可	0.0	
企業の施工実績	過去５年間の工事成績評定点の平均点	①８４点以上		4.0	4.0
		②８１点以上８４点未満		3.0	
		③７８点以上８１点未満		2.0	
		④７５点以上７８点未満		1.0	
		⑤７５点未満（施工実績なし）		0.0	
	ＩＳＯマネジメントシステムの取得	①ＩＳＯ９００１及び１４００１を取得		1.0	1.0
		②ＩＳＯ９００１を取得		0.5	
		③取得なし		0.0	
配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	①一級土木施工管理技士又は技術士		2.0	2.0
		②二級土木施工管理技士		1.0	
		③その他の有資格者		0.0	
地域精通度	本店、支店又は営業所の所在地	①七飯町内に本店を有する		3.0	3.0
		②七飯町内に支店を有する		2.0	
		③七飯町内に営業所を有する		1.0	
		④七飯町内になし		0.0	
	過去５年間の七飯町内での施工実績	①有		1.0	1.0
		②無		0.0	
	七飯町との災害協定参加の有無	①団体として参加		1.0	1.0
		②参加なし		0.0	
	過去２年間の七飯町内でのボランティア活動の有無	①２回以上		1.0	1.0
		②１回		0.5	
		③なし		0.0	
	七飯町内の従業者員数	①会社全体の３０％以上		2.0	2.0
		②会社全体の２０％以上		1.0	
		③会社全体の２０％未満		0.0	
労働福祉	職員の退職一時金・企業年金制度及び従業員の建設業退職者年金への加入の有無	①職員及び作業員の年金等への加入		1.0	1.0
		②作業員のみ退職者年金への加入		0.5	
		③無		0.0	
計（満点）					２０.０

※　評定項目の施工計画欄は、「七飯町建設工事総合評価落札方式試行要領」により、具体的に求める技術的所見等を記載する。
※　施工計画を２種類提出させた場合は、１つの施工計画の満点を２点とし、２種類の合計で４点満点となるように配点する。
※注１　共同企業体の評価方法について
①　工事施行成績は構成員の単純平均とする。施行成績の無い構成員は６５点として計算する。
②　地域精通度は、構成員の評価値の最高点を採用する。
２　工事施行成績評定結果の評価は、平成２６年４月１日～平成３１年３月３１日までに完成した工事を対象とし、競争入札参加資格ごとの平均点とする。
なお、共同企業体の工事施行成績評定は、各構成員の評価とし、乙型共同企業体では、分担した工事の価格の評価とする。平均点は少数第１位を四捨五入し、整数とする。
３　地域精通度の評価について
②　　本・支店、営業所とは建設業法第３条第１項に該当する営業所とする。
②　過去５年間の施工実績とは、平成２６年４月１日以降に完成し、引渡を完了した工事とする。
（２）総合評価の方法
総合評価は、（１）によって得られた標準点と加算点の総計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
総合評価の算定式
評価値＝（標準点＋加算点）÷入札価格
（３）落札者の決定
ア　地方自治法施行令第１６７条の１０の２第２項に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、（２）によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。
イ　アの評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。
２　責任の所在
発注者が技術提案を適正と認め、工事施工において請負者がこれを採用した場合においても、技術提案に係わる施工に関する請負者の責任は軽減されるものではない。
３　技術提案に係る検査
施工計画に係る技術提案については、工事完了後において履行状況について検査を行う。
４　技術提案に係るペナルティ
技術提案について、受注者が自らの責により提案を遵守することができない場合は、最大８点を工事施行成績評定採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は以下のとおりとする。
なお、受注者の責によらない場合とは、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して定める。
（１）施工計画
受注者の責により、入札時に評価した施工計画を履行できなかった場合は、工事成績評定の項目別評定点の評定点から最大５点を減点する。
（２）配置予定技術者
配置予定技術者が以下に該当する場合については、工事成績評定の項目別評定点の評定点合計から減点する。
ア　減点数は３．０点とする。
イ　交代した技術者の資格が、入札時に評価した資格より劣り、評価が下がる場合に減点を行う。
なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等など、やむを得ない場合においても、評価が下がれば減点する。